

中心市街地みらいの灯りプロジェクト委託プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「中心市街地みらいの灯りプロジェクト」の業務を委託するにあたり、倉敷の明るい未来を象徴する場所にふさわしい企画提案を広く募集するため、公募型プロポーザル方式で受託者を選定し、実施に必要な手続き等を定めるものである。

2 業務概要

(1) 委託業務名

中心市街地みらいの灯りプロジェクト委託業務

(2) 委託内容

別紙「中心市街地みらいの灯りプロジェクト委託仕様書（案）」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月16日（月）まで

(4) 予算規模

業務委託料

8,000千円（消費税及び地方消費税、その他業務に必要な経費をすべて含む。）

別途、企業等からの協賛金あり **3,000千円**

※協賛金については、額が変動することがあります。

※その他、受託者が協賛金を募ることは可能とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

(1) 次のア・イのいずれかの要件を満たす者であること。

ア 令和2年度以降に一箇所につき30,000球以上のイルミネーション装飾事業を3回以上行った実績のある者、または同様の実績を持つ事業者と共同で行う者。

イ 令和2年度以降にイルミネーション装飾又はライトアップ等による空間演出を3回以上行った実績のある者。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 参加申請書の提出期限から契約締結の日まで、倉敷市から指名停止又は指名保留の措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている等、経営状態が著しく不健全であると認められないこと。

(5) 宗教活動や政治活動を目的とする者でないこと。

(6) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

- (7) 賦課されているすべての税（国税及び地方税）に滞納がないこと。
- (8) 共同提案の場合
- ア 代表(幹事者)を定めること。
 - イ すべての構成員が、上記（２）～（７）の要件を満たすこと。
 - ウ すべての構成員が、ほかの共同事業体の構成員でないこと。また、単独で提案を行っていないこと。
- (9) 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (10) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金について十分な管理能力を有していること。

4 プロポーザル実施スケジュール

事項	期間
募集期間	令和7年4月14日（月）から 令和7年5月23日（金）まで
質問受付期間	令和7年4月14日（月）から 令和7年4月28日（月）まで
質問回答	令和7年4月30日（水）
参加申請書の提出期限	令和7年5月14日（水）
企画提案書の提出期限	令和7年5月23日（金）
一次審査	令和7年5月27日（火）
選定委員会	令和7年5月30日（金）
選定結果の通知	令和7年6月 6日（金）
委託内容の確認・調整	令和7年6月下旬
契約	令和7年7月上旬

5 募集及び説明会

受託者の募集は、倉敷市まちづくり推進課ホームページで行う。説明会は開催しない。

6 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和7年4月14日（月）～令和7年5月23日（金）

(2) 配布方法

倉敷市まちづくり推進課ホームページに掲載

URL:<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/cityinfo/city-plan/1006487/1006515/1006516/index.html>

7 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和7年4月28日（月）17時（必着）

（2）提出方法及び提出先

質問書（様式1）を、倉敷市まちづくり推進課へ電子メールにて送信すること。

（まちづくり推進課から受付確認メールが届かない場合は、未送信扱いとする。）

（3）回答方法

令和7年4月30日（水）までに、まちづくり推進課ホームページに掲載する。

8 参加申請書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の必要書類を期限までに提出すること。

（1）提出書類 1部

ア 参加申請書（様式2）

※共同事業体で提出する場合は様式2-1

イ 参加資格確認書（様式3）

ウ 実績表（様式4）

※共同事業体で提出する場合は、該当する構成員で提出すること。

エ 登記等の証明書（写しでも可）※3か月以内に発行したもの

- ・ 法人の場合…履歴事項全部証明書
- ・ 個人の場合…代表者の身分証明書、住民票、成年被後見人及び被保佐人として
登記されていないことの証明書

オ 決算書の写し（直近1期分）

- ・ 法人の場合…決算時の財務諸表
- ・ 個人の場合…確定申告時の内訳書

カ 各種納税証明書（写しでも可）

（ア）国税に滞納がないことの証明書

（イ）都道府県税に滞納がないことの証明書

（ウ）市町村税に滞納がないことの証明書

※（ア）は所轄の税務署、（イ）は都道府県税務担当部署、（ウ）は市町村税務担当部署で3か月以内に発行したもの。

キ 委任状（様式5）

※ 本社が支社、営業所等へ参加申請書の提出や契約等の権限を委任する場合

ク 共同事業体で提出する場合は、イ～カについてすべての構成員の書類を提出すること。

（2）提出期限

令和7年5月14日（水）17時（必着）

（3）提出方法及び提出先

土日祝日を除く8時30分から17時までに、倉敷市まちづくり推進課へ持参または郵送すること。

9 企画提案書等の提出

上記8により、本プロポーザルへの参加を表明した者は、次の必要書類を期限までに提出する

こと。

(1) 提出書類 7部(正本1部、副本6部) **※すべてカラー印刷**

ア 法人・団体概要(パンフレットでも可) ※様式任意

イ 企画提案書(A4サイズ) ※様式任意

ウ 見積書(様式6) ※明細書(様式任意)を添付すること。

見積もりは8,000千円と3,000千円に分けること。

(2) 提出期限

令和7年5月23日(金) 17時(必着)

(3) 提出方法及び提出先

土日祝日を除く8時30分から17時までに、倉敷市まちづくり推進課へ持参または郵送すること。

10 企画提案書について

企画提案書を作成する際は、次のことに留意すること。

(1) 用紙はA4サイズ・カラー印刷とし、次の項目について記載すること。

ア 実施体制

イ イルミネーション装飾デザイン案

ウ 併催イベント案

エ 定期点検スケジュール及び不点灯等トラブル発生時の対応

オ その他必要と思われるもの

(2) イルミネーション装飾デザイン案は、「くらしききらめきのみち」を基本コンセプトとし、倉敷の明るい未来を象徴する高質空間をイメージするものであること。

(3) 仕様書の内容を十分に確認した上で、委託要件を満たすイルミネーション装飾及び併催イベントを提案すること。

(4) イルミネーション装飾及びイベントについては、写真やイラストを使用するなど、ビジュアルやレイアウトがはっきりと理解できる提案であること。

(5) 道路の使用等につき道路交通法を遵守し、歩行者の障害及び通行の妨げにならない装飾とすること。

(6) 著作権侵害等にあたらない提案であること。

11 選定方法

(1) 選定委員会において、提案者によるプレゼンテーションを実施し、企画提案書等の内容を審査の上、各委員の評価点の合計が高い順に優先交渉権者を選定する。なお、同点の場合は、選考基準(別表2)に記した特定項目を比較し、高得点者を上位とする。

(2) 提案者が3者を超える場合には、企画提案書のみによる審査(以下「一次審査」という。)を実施し、上位と評価された3者により(1)を行う。

(3) 提案者が3者以下であった場合は、一次審査は行わないものとする。

(4) 選考日

一次審査 令和7年5月27日(火)

選定委員会 令和7年5月30日（金）

（５） 選考基準

一次審査

別表１「中心市街地みらいの灯りプロジェクト 一次審査評価項目」のとおり

選定委員会

別表２「中心市街地みらいの灯りプロジェクト選考基準」のとおり

（６） 選定委員会実施時間等

ア 詳細な時間・場所等は、後日通知する。

イ プレゼンテーションの順番は、企画提案書受理の先着順とする。

ウ プレゼンテーションに際しては、提出した企画提案書のみを使用すること。

※追加資料の提出は認めない。

（７） 選定結果

一次審査

参加申請のあった者に、令和7年5月29日（木）までに通知する。

選定結果

選考対象となったすべての者に、速やかに通知する。

（８） 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とする。

ア 参加申込がされていない、又は参加資格の審査により参加不可となった者

イ 提出期限を過ぎて提案書を提出した者

ウ 提案書に虚偽の内容が記載されている者

エ プレゼンテーションに参加しなかった者

オ 審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた者

カ 見積書の金額が見積限度額を超えている者

１２ 委託契約等

（１） 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行い、必要に応じて、再度見積書の提出を求めた上で、契約を締結する。

（２） 契約保証金は、倉敷市財務規則（昭和42年倉敷市規則第22号）第173条の規定により契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、同規則第175条各号に規定する場合は、全部又は一部を納付させないことができる。

（３） 当該業務を倉敷市の許可なく第三者に再委託することはできない。

（４） 倉敷警察署への道路使用許可申請等、必要な手続きを行うこと。なお、申請によっては手数料が発生する場合があるため、留意すること。

（５） 当該業務を進めるにあたっては、選定者と協議の上、仕様書及び選定された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

１３ その他

（１） 提案書等提出された書類は返却しない。なお、提出された提案書の著作権は倉敷市に帰属しないが、業者選定を行う過程においては必要に応じて複製を作成する。

- (2) 事業成果等は倉敷市に帰属する。
- (3) 書類の作成に係る費用は、参加者の負担とする。
- (4) 本企画提案に係る提出物は、採用提案を除き本事業の審査以外では一切使用しない。
- (5) 参加申請書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに「参加辞退届（様式7）」により倉敷市へ報告すること。
- (6) 業者選定の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じないものとする。また、選定結果についての異議申立ては一切受け付けない。
- (7) 見積金額が異常に低い場合や公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不適當と認められる場合には、当該提案者から説明を求めることがある。
- (8) 本業務を委託する相手方の決定については、選定業者を対象として市の内部手続きを経た上で決定されるもので、提案者の選定結果をもって本業務を委託する相手方を決定するものではない。

1 4 問い合わせ・提出先

倉敷市建設局まちづくり部まちづくり推進課 担当：早乗

〒710-8565 倉敷市西中新田640（倉敷市役所本庁舎7階）

TEL：086-426-3025 FAX:086-421-1600

E-mail:citydevpromo@city.kurashiki.okayama.jp

別表1「中心市街地みらいの灯りプロジェクト 一次審査評価項目」

評価項目	審査内容	配点
参加者の評価	業務実績	20
	実務経験年数	10
	スケジュール管理	10
	実施体制	10
施工内容の評価	イルミネーションの球数	20
	デザイン性	10
	施工範囲	10
	回遊促進の創意工夫	10
合計点		100

別表 2 「中心市街地みらいの灯りプロジェクト選考基準」

注) 各委員の評価点の合計が同点の場合、※印の項目を比較し、高得点者を上位とする。

審査項目	審査内容	配点
公募対象要件	・実績から総合的に鑑み、本事業を的確かつ円滑に遂行する能力があるか	10
コンセプト	・中心市街地活性化における「JR倉敷駅南北の回遊促進」というコンセプトを理解しているか ・倉敷みらい公園のコンセプト「倉敷の明るい未来を 象徴する場所」を具現化し、市の玄関口に相応しい高質空間を演出する提案になっているか ・副題「くらしききらめきのみち」が効果的に使用されているか。	30
独創性／ デザイン ※	・提案者のオリジナリティが感じられる提案 ・昨年度の単純な踏襲ではない提案 ・阿知2丁目広場が仕様書に沿った提案であるか	30
情報発信	・ポスター、チラシの製作はあるか ・マスメディアを使ったPRができるか ・SNS等の活用が効果的にできているか	15
メンテナンス	・点灯期間中、定期的な点検が実施されるか ・漏電点検が含まれているか	10
事業費	・費用対効果の高い提案か	5
合計点		100